

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答（令和5年7月20日公表）

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
1	実施要領	1	1	整備にあたって、地域住民や利用者、その他関係者等からの要望・意見等がありましたら公開いただけませんか。	本事業の契約後、基本設計における地元合意形成等を行うため、公開できるものではありません。
2	実施要領	1	1	施設管理体制はどのような予定でしょうか。	施設管理人として1～2名常駐する予定です。ただし、公共建物のための建設となった場合は、常駐しません。
3	実施要領仕様書	1 1	4 4および5	「渚の交番」建物が採択か不採択かで業務の規模が大幅に変わりますが、基本・実施設計の設計費については採択・不採択によって変わらないということでしょうか。	ご理解のとおりです。「渚の交番プロジェクト」の採択の可否により設計費の変更はありません。
4	実施要領	1	6	提案書等提出期限について、当日消印有効と記載がありますが、実施要領3ページには、必着との記載があります。どちらかが正しい情報でしょうか。	当日消印有効が正しい記載ですので、実施要領「10. 提出書類」を修正しました。
5	実施要領	2	8(1)	「令和4・5年度南知多町入札参加資格者名簿に建設コンサルとして登録されていること。」とあるのはいつの時点の要件でしょうか。参加表明に併せて入札参加資格者申請を行うことで本プロポーザルの参加要件を満たすことはできますでしょうか。	参加表明受付期限である令和5年7月25日（火）正午までに承認され、「令和4・5年度南知多町入札参加資格者名簿」に登録されている必要があります。
6	実施要領	2	8(1)	現時点で令和4・5年度南知多町入札参加資格者名簿に建設コンサルとして登録されていない場合、参加表明書の提出とともに入札参加資格審査申請をすればプロポーザル参加は認められるでしょうか。	No.5の回答参照。
7	実施要領	2	8(1)	「令和4・5年度南知多町入札参加資格者名簿に建設コンサルとして登録されていること。」とは、現在登録していない場合、契約までに登録すればよいでしょうか？もしくは、いつまでに登録などがありますか？	No.5の回答参照。
8	実施要領	2	8(1)	入札参加資格者名簿の登録について、参加表明受付期限時点での登録があれば参加資格とみなされるでしょうか。	ご理解のとおりです。No.5の回答参照。
9	実施要領	2	8(1)	参加資格要件の(1)～(6)は参加者の資格要件であり、再委託先事務所には適用しないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
10	実施要領	2	8(2)	「一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。」とありますが、一級建築士事務所登録をしている個人事業主での参加は可能でしょうか	他の参加要件を満たせば参加可能です。
11	実施要領	2	8(2)	業務経歴書には同種業務または類似業務の記載が求められておりますが、参加資格の要件には同種業務または類似業務の実績有無の求めがありません。同種業務または類似業務の実績が無い場合も参加資格は有するという事でよろしいでしょうか。	業務経歴書は審査の対象書類のため、同種業務または類似業務の実績がない場合、参加資格はなしと判断します。
12	実施要領	2	8(7)	自社に主任技術者(構造)を満たす者がいないため、協力事務所と共に体制を組み、参加することは可能でしょうか。	可能です。
13	実施要領	2	8(7)	他参加者との協力事務所の重複は、可能でしょうか。	可能です。
14	実施要領	2	8(7)	設計業務の再委託について、機械設備、電気設備などの主任技術者を再委託する場合、配置技術者一覧(様式5)への記載、一部再委託届(様式6)の提出は不要ということで良いでしょうか。	配置技術者一覧(様式5)への記載は必要ありませんが、一部再委託届(様式6)は必要ですので、ご提出ください。
15	実施要領	3	10(1)	参加申込に関する提出書類について、各様式に添付する書類は全て写しでよろしいでしょうか。	写しで問題ありません。
16	実施要領	3	10(1)	参加申込に関する提出書類について、業務経歴書には共同設計の実績や前職での設計担当実績を記載することはできますでしょうか。また、これらの場合、契約書の写しがない場合は、提出不要とさせて頂いてよろしいでしょうか。	共同設計の実績や前職での実績で問題ありません。契約書の写しがない場合は、業務を行ったことが確認できる資料(発注書、受注書、請書等の写し)をご提出ください。
17	実施要領	3	10(1)	業務経歴書の業務実績は、前所属事務所の管理建築士として携わり、公共業務委託上の立場は管理技術者として従事した物件を含めてもよろしいでしょうか。	問題ございません。
18	実施要領	3	10(1)	配置技術者一覧の作成について、電気・機械設備主任技術者、積算主任技術者の記入は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
19	実施要領	3	10(1) 様式4	様式4の業務経歴書は、業務処理責任者、主任技術者(総合)、主任技術者(構造)の3名分の作成が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施要領	3	10(1) 様式4	様式4業務履歴書は配置技術者ごとに作成すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
21	実施要領	3	10(1) 様式4	様式4の添付書類として定められている「契約書の写し」について、設計者の氏名が記載された建築雑誌等の写しでもよろしいでしょうか。	問題ありませんが、可能であれば発注書、受注書、請書等の写しをご提出ください。
22	実施要領	3	10(1) 様式4	様式4の業務経歴書に「同種業務または類似業務の契約実績を次の条件に基づき記入すること」と記載がありますが、同種業務または類似業務とはそれぞれどのような内容を指しますでしょうか。また、同種業務または類似業務以外の実績は記載不可ということでしょうか。	同種業務または類似業務とは、公共施設の建設及び改修工事を想定しております。 同種業務または類似業務以外の実績は記載していただいてもかまいませんが、実績なしとして評価します。
23	実施要領	3	10(1) 様式4	「業務経歴書(様式4)」及び「業務の契約書」は構造主任を別に配置した場合、その分も必要でしょうか。	ご理解のとおりです。ご提出ください。
24	実施要領	3	10(1)	業務経歴書に添付する「契約書の写し」は主体的に関わったことが証明できる別の書類(例えば、確認申請書等の写し)で代替することはできますでしょうか。	確認申請書等の写しでは不可です。業務を請け負ったことが確認できる書類(発注書、受注書、請書等の写し)をご提出ください。
25	実施要領	4	10(2)	(様式7)業務実施方針に「文書を補完するためのイラスト、スケッチ、イメージ図は使用可能とする。」とありますが、CADを利用した図面やCGの使用はできますでしょうか	CAD等で作成した図面やCGを使用しても問題ございません。
26	実施要領	4	10(2)	(様式8)テーマ別技術提案書には、「文書を補完するためのイラスト、スケッチ、イメージ図」は使用可能でしょうか。	使用可能です。
27	実施要領	4	10(2)	提案書等の提出書類にあります工程表とは、本業務に関する工程表(スケジュール)との認識でよろしいでしょうか。そのため工事期間などは含まない認識です。	ご理解のとおりです。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
28	実施要領	4	10(2)	施設機能性の項目に必要機能の記載がございますが、具体的な面積表や必要設備等の資料がありましたら提供ください。	面積は「内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託仕様書3 構造・規模」に記載している2棟合計500㎡程度としており、その他の要件はありません。 必要設備については、実施要領 10(2)テーマ別技術提案書の作成について(様式7)の表、施設機能性に記載されているとおりですが、管理者用及び緊急車両用の駐車場を7台程度確保していただきたいです。 ※観光客用の駐車場については、近隣に時間貸し駐車場がありますので不要です。
29	実施要領	4	10(2)	様式7、様式8について、使用してはいけない表現などはございますでしょうか。	特にありません。常識の範囲で作成をお願いします。
30	実施要領	4	10(2)	「セミナースペース等に活用できる多目的ホール」において、想定している収容人数について教えてください。	特にありません。収容人数含めご提案ください。
31	実施要領	5	11(2)	ヒアリング時のプレゼンテーションはどのような方法で行いますでしょうか。 例: パワーポイントを用いたスライドでのプレゼン・模型を用いたプレゼン	パワーポイントを用いたスライドでのプレゼンテーションを予定しておりますが、プレゼンテーション参加事業者数により、プレゼン時間(30分)から変更する可能性があります。
32	実施要領	5	11(2)	ヒアリング審査は、全応募書の人数に関わらず、提案書提出者全員に対して行うご予定でしょうか	その予定ですが、応募事業者の数によっては、書類審査を実施する可能性があります。
33	実施要領	5	11(2)	マイクやプロジェクターを用意いただけるかなど、プレゼンテーションの形式をおしえていただけますでしょうか。	マイクやプロジェクターは町で用意します。パワーポイントを用いたスライドでのプレゼンテーションを予定しております。
34	仕様書	1	2	計画地の敷地図(PDFおよびCADデータ)を提供いただけますでしょうか。道路と砂浜の高低差などの高さ情報がわかる資料をいただけますでしょうか。	敷地に関するデータとして別添4「内海観光センター整備事業 事業区域図」(PDF)、別添5「内海観光センター解体工事設計図面(平面、立面等)」を追加しました。
35	仕様書	1	2	対象となる敷地がわかる資料(敷地測量図、敷地面積、敷地と周囲の高低差、接道位置、方位等)をいただけますでしょうか。また、可能でしたら敷地図の CAD データをいただけますでしょうか。	No.34の回答参照 CADデータはありません。
36	仕様書	1	2	敷地範囲(敷地境界線)があれば、ご教示ください。 ない場合、全面道路への接道長さ及び全面道路からの奥行き(敷地想定範囲 W,H)の最大値目安があれば、ご教示いただけますとありがたいです。	No.34の回答参照

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
37	仕様書	1	2	全面道路と砂浜エリアの断面関係を知りたいです。敷地断面図データ等ございましたら、ご共有お願い致します。	No.34の回答参照
38	仕様書	1	2	既存建物(解体済)の平面、断面データをご共有いただくことはできますでしょうか。	No.34の回答参照
39	仕様書	1	3	本プロジェクトの確認申請上の用途は、どのようにご想定されていますでしょうか。	提案内容により用途設定を行います。
40	仕様書	1	3	公共建物と渚の交番延の2棟の床面積の配分の想定はありますでしょうか。	特にありません。床面積含めご提案ください。
41	仕様書	1	3	各棟ごとの合計想定延床面積があれば、ご教示ください。	No.28の回答参照
42	仕様書	1	3	「2 棟合計 500 m ² 程度」とありますが、「公共建物」と「渚の交番建物」の面積配分を教えてください。	No.28の回答参照
43	仕様書	1	3 4	公共建物、渚の交番について、必要機能や仕様、面積表などの情報を提供いただけますでしょうか。	No.28の回答参照
44	仕様書	1	4	公共建物、渚の交番について建物以外に必要な機能(駐車スペースなど)はありますでしょうか。	No.28の回答参照
45	仕様書	1	4	4 に明記下さった以外の具体的に必要な諸室とそのそれぞれの面積がございましたら、ご教示ください。	No.28の回答参照
46	仕様書	1	4	「公共建物」と「渚の交番建物」における必要諸室および各諸室の必要面積等の要求について教えてください。	No.28の回答参照

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
47	仕様書	1	4	「縦割り区分建物」とする場合、構造的にも分かれている必要があるか教えてください。	構造的に分かれている必要はありません。
48	仕様書	1	4	「渚の交番プロジェクト」の採択に必要な整備条件を教えてください。	「渚の交番プロジェクト」をHP等で確認のうえ、ご提案ください。
49	仕様書	1	4	駐車場等、外構として必要な設備、機能があれば教えてください。	No.28の回答参照
50	仕様書	1	4	管理室、警備室のスタッフ人数想定を教えてください。また、海水浴客のトイレの規模等の条件はありますか。	管理室は1～2名、警備室は最大で10名程度の予定です。トイレの規模等の条件はございません。
51	仕様書	1	4	渚の交番建物に関して、内容は提案によると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	仕様書	1	5	区分建物として建設する場合は、公共建物と渚の交番建物(民間)の各工事費については、設計書作成は公共建物部分のみで宜しいでしょうか。	公共建物と渚の交番建物それぞれの設計書を作成してください。
53	仕様書	2		本施設の建設地には給排水、電気は引込み済みでしょうか。各種インフラ整備状況を教えてください。	水道については、本管からの引込管はありますが、改良が必要となります。本町は下水道未整備のため、合併処理浄化槽を設置する必要があります。電気・ガスについては、建物は解体しているため、新たに引き込む必要があります。
54	仕様書	2	7Ⅲ(1)	外構工事の範囲や仕様などを教えていただけますでしょうか。	別添4「内海観光センター整備事業 事業区域図」を追加しましたので、仕様等は事業者よりご提案ください。
55	仕様書	2	7Ⅲ(1) 8Ⅲ(1)	基本設計業務および実施設計業務の範囲に「電気設備実施設計」「機械設備設計」が入っているが、実施設計業務の範囲としてよろしいでしょうか。	仕様書について、「7 基本設計業務 Ⅲ設計業務の範囲(1)電気設備基本設計」、「7 基本設計業務 Ⅲ設計業務の範囲(1)機械設備基本設計」に修正しました。
56	仕様書	2	8Ⅰ(2)	用途地域、高さ制限等、建築制限に関わる基準法や条例について、可能でしたらご教示ください。	用途地域は市街化調整区域です。その他については、仕様書に記載されている関係法令をご確認ください。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
57	仕様書	2	8Ⅰ(3)	別添、施設平面図による、とはどのような意味でしょうか。	設計時の参考にするということの意味です。
58	仕様書	2	8Ⅰ(3)	本施設の建設地は「別添 1 施設平面図」の赤丸内、解体済みの既存施設跡地ということでしょうか。また、敷地図や敷地断面図などがございましたら提供ください。(pdf、cad 図)	ご理解のとおりです。敷地に関するデータとして別添4「内海観光センター整備事業 事業区域図」を追加しました。
59	仕様書	2	8Ⅱ(1)	「建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第1項に基づく一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。」とは、個人事業主が登録している設計事務所では参加できないということでしょうか	リモートでの打合せでも問題ございませんが、基本設計における地元合意形成が重要であることから、複数回現地に来ていただくことが必要であると考えています。
60	仕様書	3	8Ⅲ(2)②	監督員をはじめとする関係者との打合せは、オンライン会議ツールによるリモートでの打合せも想定されていますでしょうか	リモートでの打合せでも問題ございませんが、基本設計における地元合意形成が重要であることから、複数回現地に来ていただくことが必要であると考えています。
61	仕様書	7・8	9 共通事項	データ形式が Jww 形式となっていますが、dxf もしくはdwg 形式での提出を認めてもらうことは可能でしょうか。	可能です。
62	別添1			既存施設の図面(配置図、平面図、断面図など)を提供いただけますでしょうか。	No.34の回答参照
63	別添1			対象敷地の敷地範囲・高低差が分かる PDF・CAD データがございましたら提供いただけますでしょうか。	No.34の回答参照
64	別添1			もともとあった施設の平断面図をアップいただけますか。	No.34の回答参照
65	別添1			2枚の図面の縮尺は正しいでしょうか。 2枚とも縮尺1/2500と記載がありますが、縮尺が異なるように思います。	加工作業で縮尺が若干変わった可能性があります。あくまでも参考としてお使いください。
66	別添1			既存施設解体後の現地写真を提供いただけますでしょうか。	現地写真はありませんので、ご提供できません。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答(令和5年7月20日公表)

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
67	別添1			解体済みの既存施設の平面図などがあれば、公開いただけませんか。	No.34の回答参照
68	別添1			敷地範囲の想定は既存建築物撤去範囲程度と考えてよろしいですか。また、敷地についてのその他条件はありますでしょうか。	敷地に関するデータとして別添4「内海観光センター整備事業 事業区域図」を追加しました。その他の条件は特にありません。
69	別添1			既設インフラ状況をおしえてください。 上下水管、ガスについて	No.53の回答参照
70	様式4			業務経歴書は、業務処理責任者のもののみでよろしいでしょうか。	「業務処理責任者」、「建築総合主任技術者」、「建築構造主任技術者」それぞれで様式4を作成し、ご提出ください。
71	様式4			同種または類似業務は、例えば公共建築物やさまざまな人が集まれる建物など、参加者が同種、類似であると考えるものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	様式4			同種業務、類似業務の区分をお教えてください。	同種業務または類似業務とは、公共施設の建設及び改修工事を想定しております。
73	様式4			昨年法人を設立したため、法人設立前や現在進行中の業務のものを記載してもよろしいでしょうか	記載していただければと思います。
74	様式4			契約書がない場合は、それに準ずる書類の写しでも良いでしょうか	問題ございません。
75	様式4			業務経歴書における予定技術者については「業務処理責任者」のみの記載として、「建築総合主任技術者」や「建築構造主任技術者」については記載しないということでもよろしいでしょうか。もしくは様式 4を複製して「建築総合主任技術者」や「建築構造主任技術者」についても記載する必要がありますか。	「業務処理責任者」、「建築総合主任技術者」、「建築構造主任技術者」それぞれで様式4を作成し、ご提出ください。
76	様式4		(注1)	同種業務または類似業務とありますが、技術者の以前の所属先での業務実績についても記載してよろしいでしょうか。	問題ございません。

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答（令和5年7月20日公表）

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
77	様式5			「※再委託先事業所との雇用関係が確認できるものの写しを添付のこと。」とありますが、協力事務所との間に雇用関係があるわけではありません。この資料はどのように準備すれば良いでしょうか。	再委託先事業所との雇用関係が確認できるものの写しとして、依頼書や発注書等をご提出ください。
78	様式5			建築構造主任技術者及び構造設計を外部委託で考えておりますが、欄外に記載の「再委託先事業所との雇用関係が確認できるものの写しを添付」とは「建築士法第22条の3の3の規定に基づき契約の当事者が相互に交付する書面」でも宜しいでしょうか。	問題ございません。
79	様式5			「1 業務処理責任者、2 建築総合主任技術者、3 建築構造主任技術者」の兼任はどこまで可能でしたでしょうか？2と3の兼任は可能とのことですか？	「2 建築総合主任技術者、3 建築構造主任技術者」の兼任のみ可能です。「1 業務処理責任者」は、各主任技術者との兼任は不可です。
80	様式5			「再委託先事業所との雇用関係が確認できるものの写し」とは、業務委託契約書などでしょうか	ご理解のとおりです。
81	様式6			再委託届は、再委託先企業の内容を記載するのでしょうか？また、「事務所名」と「称号又は名称」は同内容を記載するのでしょうか？	一部再委託届は、再委託先企業の内容をご記載ください。企業であれば「事務所名」に記載、個人事業者であれば「商号又は名称」にご記載ください。
82	様式7・8			レイアウトは、指定の左右上下余白寸法を守れば、あとは自由という解釈でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	様式7・8			「※上記の注意事項を満たしていれば作成に使用する手法（使用するソフトウェア等）は問いません。」とありますが、イメージを表現するために CG パースなどを使用しても構わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	様式7・8			提案書の枚数制限はありますか？	「（様式7）業務実施方針」、「（様式8）テーマ別技術提案書」にそれぞれ記載されておりますので、ご確認ください。
85	別添2			評価基準表に「（3）担当技術者の実績」を評価するとありますが、様式7 に実績を記載すればよいでしょうか。	「別添2 評価基準表 （3）担当技術者の実績」は「様式4 業務経歴書」にご記載ください。